

平成 31 年 4 月 18 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16989

研究課題名(和文)「活動的な大統領の時代」のモーリス・オーリウの公法学

研究課題名(英文) Theory of instutuion of Maurice Hauriou after World War I

研究代表者

小島 慎司 (Kojima, Shinji)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：00468597

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：第三共和政期のフランスの代表的な公法学者であり、制度理論の理論家として世界的に知られるモーリス・オーリウは、第一次世界大戦とその後に、特徴的な仕方で議院内閣制について議論した。本研究は、その政治・社会的背景、学問的背景について探究し、彼の議論の前提を探ることで、同じ問題について考えるときの手がかりを得ることを目指した。当初の予定どおり、学位論文に近い分量の本格的な論文を執筆して、雑誌に4回に分けて連載することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

議院内閣制は元々君主制の国家で発達した権力分立の仕組みであったが、それが民主政の下でいかにしたら生き残ることができるのか。オーリウは、民主政の下では、大統領を公選にすることで、いわば民主政の力を使って議院内閣制を立て直そうとした。もっとも、当時の時代状況と付き合わせてみると、それが失敗であったことが分かる。民主政の下では、かえって権力集中が進んだからである。その失敗を克明に辿ることで、しかし、現在の私たちにとっても同じ問題は残っており、それをどのように解決したらよいかはなお考える必要があることを認識することができる。この点が意義といえるように思われる。

研究成果の概要(英文)：Maurice Hauriou, a eminent professor of public law in French Third Republic, presented a unique theory of parliamentary government system. This research analysed the political, social and academic backgrounds of this theory. I wrote a long dissertation and had a chance to publish it at the journal of my university.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 制度 議院内閣制

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者が2013年に公刊した『制度と自由 モーリス・オーリウによる修道会教育規制法律批判をめぐって』の続編として構想された。

続編という意味はいくつかあるが、その最大の点は、前著では、現在の日本でいえば人権論に相当する内容を切り口として原理的な国家論に遡ったものの、議院内閣制を中心とした、日本でいう統治機構論の内容については直接の対象としえなかったことにあった。本研究は、同じく国家論との関係を意識しながら、議院内閣制論を主題とした。

2. 研究の目的

モーリス・オーリウは、ある時期、第三共和政期のフランス大統領について、まずは、その選出過程の公開、次いで、公選による選出を唱えていた。本研究は、オーリウがなぜそれらを唱え、なぜ止めたのかを検討し、法学・政治学の他の議論と比較することで、オーリウの議院内閣制論の国家論的な特徴を描くことを目的としていた。

詳しく述べる。オーリウが大統領の選出過程の公開の必要性を訴えたのは、『公法原理[第2版]』においてである。同書が公刊されたのは1916年であるが、実質的な執筆は1914年には終わっていたと思われる。これに対して、公選論の主張は、大戦後の1923年の『憲法精義[第1版]』で説かれていたものの、1929年に同書の版を改めた時点では消されている。これらのことを前提に、第一に、これらのオーリウのテキストの内容を精査した上で、同時代の政治的、社会的文脈と関係づけること、第二に、前半期の、大統領選出の公開の主張の根拠を洗い出すこと、第三に、後半期の、大統領公選の主張の根拠を検討すること、を行った。

3. 研究の方法

本研究は、「きちんとした論証が重ねられた本格的な論文」の執筆に至ることを通じて、研究目的の実現を果たす方法を採用した。とりたてて変わった方法とはいえないが、文献を渉猟し、丁寧に読み、まとめるという基本的な準備作業を大事にし、公表にあたっては、丁寧に論証を進める論文を書くことと心がけた。

その背景には、長い論文を書く機会を敢えて設けたい、という意図があった。私は学界では最も若い研究者の一人であるが、それでも、近年、諸々の事務作業や、予算を取るための書類の作成など、研究時間を細切れにさせる事情は少なくない。もちろん研究論文を書いているが、2万字程度の短いものも少なくない。論文は長ければよいというものではないことは重々承知しているが、忙しい日常のなかで、上記の諸事情を言い訳にしまうこともあった。その反省に立って、初心（それ自体それほど昔の気持ちではないが）に戻り、学位論文と同じくらいに丁寧に論証したボリュームのあるものをもう一度執筆することを目標とすることが本研究に助成を申請するに至った動機の一つでもあった。おそらく類似の申請と比べれば、申請額を低めに申請したのも、書籍を購入し、こつこつ勉強して、きちんと使い切れる程度の額を、と考えたからである（ただ、結果的には低すぎた。申請時には国立大学で研究用の図書に使える予算の窮乏の度合いを十分に理解していなかったためである）。

4. 研究成果

研究に当たっては、アデマール・エスマン、レオン・デュギ、ロベルト・レズローブ、カール・シュミットなどの公法学者の著作、トマス・ホブズ、ジャン・ジャック・ルソーなどの政治学の古典、プレヴォ・パダドルのような当時において重要な政論家の著作などを読み、オーリウの議論との関係を探っていった。その過程で、「代表」の概念と「均衡」の概念がキーワードであることを理解し、それを軸として研究成果をまとめていった。

具体的な成果としては、まず、発表論文において、研究全体の大まかな構想を示した。この論文は、雑誌の企画として掲載されたものであるが、同時に、先輩の研究者から批評を受ける形のものであった。そこで受けたアドヴァイスを踏まえて、さらに研究を練り直し、論文を執筆して、所属大学の紀要に発表したのが、発表論文である。この論文は4回に分けて雑誌に掲載され、分量としても、当初、計画していたような「きちんとした論証が重ねられた本格的な論文」「ボリュームのあるもの」といってもよいのではないかと考えている。

この発表論文を執筆する過程で、プレヴォ・パダドルの『新しいフランス』の問題設定に改めて考えさせられた。同書は、第三共和政初期のフランスで、多くの人々に熱狂的に読まれた本であるとのことで、日本では宮沢俊義の紹介が有名である。同書が描こうとしているのは、民主政の進行によって、身分制の下では見られた「合理的な服従」がなくなってしまうということである。つまり、身分制の下で何が正しいかが社会で決まっていた場合には、人々は権力者も含めてそれに従って行動し、そうであるがゆえに、人民は権力者に服従した。しかし、民主政の進行によって身分制が崩壊し、誰もが同じ人間であるということになると、権力行使の基準・服従の基準がなくなってしまう。すると、人々はかえって私事を大事にするようになり、政治は権力者まかせとなり、皆は私益のために権力者に従うようになる。考えてみればこの

ような問題設定は、引用はないとしても、アレクシス・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』のものであるように思われ、その意味では、やはり目新しいものではないが、その問題設定のリアリティが同時代の文脈で理解できた。本研究の中心テーマである、オーリウの議院内閣制論（大統領公選制の主張）が最終的に失敗したのも、つまるところは、この「合理的な服従」の再建に失敗したからであることが理解できたからである。

この問題設定をもう少し展開するために執筆したのが、本研究の副産物である、発表論文である。素材は、コレージュ・ド・フランスのアラン・シュピオが近年発表した著作であり、その著作の背景を分析し、その内容をフランソワ・エヴァルドの、現在では古典的といえる著作と対比することで、彼らが「数字によるガバナンス」または「福祉国家」という概念によって描こうとしている問題が、上記でいうところのプレヴォ・パラドルの描く民主政の問題と同型であることを描き、それが引き起こしている諸問題に、エヴァルドが無頓着であるように見えることを描写した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

小島慎司,「ポスト産業社会の労働における自由と従属 アラン・シュピオ『数字によるガバナンス』を手がかりにして(上)」, 情報法制研究 4 号, 査読なし, 2018 年, 36-45 頁

小島慎司,「制度と公開・均衡(1)~(4 完) モーリス・オーリウによる大統領選出方法改革の提唱をめぐって」, 国家学会雑誌, 査読なし, 2017 年から 2018 年, 130 巻 7=8 号 519-553 頁, 130 巻 9=10 号 677-723 頁, 130 巻 11=12 号 855-891 頁, 131 巻 1=2 号 57-94 頁

小島慎司,「オーリウの制度理論」, 論究ジュリスト, 査読なし, 18 号, 2016 年, 150-173 頁

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。